

## 湖西市条例第 10 号

湖西市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 4 日

湖西市長

田内 裕之

### 湖西市都市公園条例の一部を改正する条例

湖西市都市公園条例（昭和 56 年湖西市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条ただし書中「1 に」を「いずれかに」に改め、同条第 3 号中「前各号のほか」を「前 2 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 16 条中「1 に」を「いずれかに」に改める。

第 22 条に次の 1 項を加える。

- 5 第 12 条第 3 項の規定は、利用料金について準用する。この場合において、同項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

別表第 2 の 2(1)○コートを表の注 3 中「をいい、」を「又は」に改め、「所在する団体」の次に「若しくは事業所に所属する者並びに当該団体」を加え、「含む」を「いう」に改め、同表の注 3 第 1 号中「備考 2」を「注 2」に、「次号及び第 3 号並びに備考 4」を「以下この注 3 及び注 4」に改め、「に当該基本使用料」を削り、「40 割に相当する額を加えた」を「5 倍の」に改め、同表の注 3 第 2 号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注 4 第 1 号中「に当該基本使用料」を削り、「50 割に相当する額を加えた」を「6 倍の」に改め、同表の注 4 第 2 号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注 4 第 3 号中「に当該基本使用料」を削り、「10 割に相当する額を加えた」を「2 倍の」に改め、同表の注 5 第 2 号及び注 6 第 2 号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、別表第 2 の 2(1)○付属設備等の表中「付属設備等」を「附属設備等」に改め、別表第 2 の 2(2)の表の注 3 第 1 号中「備考 2」

を「注 2」に、「次号及び第 3 号並びに備考 4」を「以下この注 3 及び注 4」に改め、「に当該基本使用料」を削り、「40 割に相当する額を加えた」を「5 倍の」に改め、同表の注 3 第 2 号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注 4 第 1 号中「に当該基本使用料」を削り、「50 割に相当する額を加えた」を「6 倍の」に改め、同表の注 4 第 2 号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注 4 第 3 号中「に当該基本使用料」を削り、「10 割に相当する額を加えた」を「2 倍の」に改め、別表第 2 の 2(2)○付属設備等の表中「付属設備等」を「附属設備等」に改め、別表第 2 の 2(3)○トラック・フィールドの表の注 3 第 1 号中「備考 2」を「注 2」に、「次号及び第 3 号並びに備考 4」を「以下この注 3 及び注 4」に改め、「に当該基本使用料」を削り、「40 割に相当する額を加えた」を「5 倍の」に改め、同表の注 3 第 2 号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注 4 第 1 号中「に当該基本使用料」を削り、「50 割に相当する額を加えた」を「6 倍の」に改め、同表の注 4 第 2 号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注 4 第 3 号中「に当該基本使用料」を削り、「10 割に相当する額を加えた」を「2 倍の」に改め、同表中注 6 を注 7 とし、注 5 を注 6 とし、注 4 の次に次のように加える。

- 5 障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証の交付又は同法第 28 条第 2 項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者をいう。以下同じ。）の個人利用については、利用料金を免除する。この場合において、当該障害者を介助する者 1 名（指定管理者が必要と認める場合にあつては、その必要と認める人数）についても、同様とする。

別表第 2 の 2(3)○付属設備等の表中「付属設備等」を「附属設備等」に改め、別表第 2 の 2(4)の表の注 3 第 1 号中「備考 2」を「注 2」に、「次号及び第 3 号並びに備考 4」を「以下この注 3 及び注 4」に改め、「に当該基本使用料」を削り、「40 割に相当する額を加えた」を「5 倍の」に改め、同表の注 3 第 2 号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注 4 第 1 号中「に当該基本使用料」を削り、「50 割に相当する額を加えた」を「6 倍の」に改め、同表の注 4 第 2 号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注 4 第 3 号中「に当該基本使用料」を削り、「10 割に相当する額を加えた」を「2 倍の」に改め、同表中注 6 を注

7とし、注5を注6とし、注4の次に次のように加える。

- 5 障害者の個人利用については、利用料金を免除する。この場合において、当該障害者を介助する者1名（指定管理者が必要と認める場合にあっては、その必要と認める人数）についても、同様とする。

別表第2の2(5)の表の注3第1号中「備考2」を「注2」に、「次号及び第3号並びに備考4及び備考5」を「以下この注3、注4及び注5」に改め、「に当該基本使用料」を削り、「40割に相当する額を加えた」を「5倍の」に改め、同表の注3第2号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注4第1号中「に当該基本使用料」を削り、「50割に相当する額を加えた」を「6倍の」に改め、同表の注4第2号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注4第3号中「に当該基本使用料」を削り、「10割に相当する額を加えた」を「2倍の」に改め、同表の注5中「備考3若しくは備考4」を「注3若しくは注4」に改め、別表第2の2(5)○付属設備等の表中「付属設備等」を「附属設備等」に改め、別表第2の2(6)の注3第1号中「備考2」を「注2」に、「次号及び第3号並びに備考4」を「以下この注3及び注4」に改め、「に当該基本使用料」を削り、「40割に相当する額を加えた」を「5倍の」に改め、同表の注3第2号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注4第1号中「に当該基本使用料」を削り、「50割に相当する額を加えた」を「6倍の」に改め、同表の注4第2号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注4第3号中「に当該基本使用料」を削り、「10割に相当する額を加えた」を「2倍の」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の湖西市都市公園条例別表第2に定める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金の承認及び変更の承認並びにこれらの承認に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。